報道発表

文化庁
AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS

平成２１年９月３０日

ユネスコ無形文化遺産保護条約「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に関する第４回政府間委員会における審議結果について

９月 28 日（月）から 10 月２日（金）まで、アラブ首長国連邦のアブダビで開催されているユネスコ無形文化遺産保護条約に関する第４回政府間委員会において、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」の提案案件についての初めての審議が行われた。

その結果、現地時間９月 30 日（水）16 時 56 分（日本時間９月 30 日（水）21 時 56 分)、我が国の提案の 14 件を含む提案総数 111 件のうち、我が国提案の雅楽等 13 件を含む 76 件について「記載」の決議がなされた。

一方、政府間委員会の補助機関における事前の検討で「不記載」の勧告を受けた「木造彫刻修理」を含む 35 件は、政府間委員会前に全て取り下げられたため、委員会での審議は行われていない。

＜「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載された我が国の無形文化遺産＞

● 重要無形文化財
- 雅楽（ががく）
- 小千谷縮・越後上布（おぢやちぢみ・えちごじょうふ）
- 石州半紙（せきしゅうばんし）

● 重要無形民俗文化財
- 日立風流物（ひたちふりゅうもの）
- 京都祇園祭の山鉾行事（きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ）
- 甑島のトシドン（こしきじまのとしどん）
- 奥能登のあえのこと（おくのとのあえのこと）
- 早池峰神楽（はやちねかぐら）

次頁あり

＜担当＞　文化庁文化財部伝統文化課
課　　長　　白間　竜一郎（内線 2859）
文化財国際協力室長　　八木　和広　（内線 3056）
室長補佐　　田中　健太郎（内線 3143）
係　　長　　堀　　敏治　（内線 2870）
電話：03－5253－4111（代表）
03－6734－3056，03－6734－3143（直通）
FAX：03-6734-3820

・秋保の田植踊（あきうのたうえおどり）
・チャッキラコ（ちゃっきらこ）
・大日堂舞楽（だいにちどうぶがく）
・題目立（だいもくたて）
・アイヌ古式舞踊（あいぬこしきぶよう）

計 13 件

＊　平成 13-17 年に「人類の口承及び無形遺産に関する傑作」として宣言された「能楽」、「人形浄瑠璃文楽」及び「歌舞伎」は、既に代表的な一覧表に統合されている。

政府間委員会の審議について

政府間委員会の審議は、事前に行われた「補助機関」（＊）の勧告内容に基づき行われ、補助機関で「記載」の勧告を受けた 76 件について、全て「記載」とする決議がなされた。

また、補助機関で「不記載」の勧告を受けた 35 件については、政府間委員会前までに全て取り下げられたため、審議は行われていない。

＊「補助機関」: 委員国６ヶ国で構成された検討機関。事前に「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載提案について検討を行う。本年は、トルコ、エストニア、メキシコ、韓国、ケニア及びアラブ首長国連邦によって構成された。

「木造彫刻修理」を取り下げた理由

選定保存技術の「木造彫刻修理」については、記載基準１「条約で定義された無形文化遺産であること」と同基準２「無形文化遺産の認知や文化間の対話の奨励への貢献」に関して説明が十分ではないという理由で、補助機関から「不記載」の勧告を受けた。具体的には、同基準１については、条約の中で「世代から世代への伝承」が無形文化遺産であることの要素とされているが、この点を含む一部について説明が十分でないと指摘された。また、同基準２については、「木造彫刻修理」が記載されることによって、どのように無形文化遺産の認知度が高まるかについての説明が十分ではないとの指摘がなされた。なお、「不記載」の勧告を受けた他国の提案の多数に対しても、同様の指摘がなされている。

文化庁としては、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に関して初めての審議であることを踏まえ、外務省と連携協力し、情報収集に努め対応を検討してきたが、

（１）ユネスコ事務局は補助機関の勧告を尊重する方針であることや、日本を除く全ての国が取り下げたこと等の諸般の事情から判断すると、補助機関の勧告を覆して政府間委員会で「記載」の決議を実現しようとすることは極めて困難であると判断したこと、

（２）政府間委員会で「不記載」の決議を受けた場合には、以後４年間は当該無形文化遺産を提案することはできなくなるが、政府間委員会の開催前に取り下げを行った場合は、この制限は適用されないこと、

等を踏まえ、保存団体である(財)美術院との協議の上、提案を取り下げた。

なお、今後の再提案については、(財)美術院と協議の上、「不記載」の勧告の理由の分析等を踏まえて準備を進めていく予定である。

以　上

参考１

（単位：件）

提案総数	111
「記載」と決議された件数	76(約68%)
「不記載」と決議された件数	0
政府間委員会までに提案を取り下げた件数	35(約32%)

「記載」と決議された件数の内訳　（単位：件）

中国	22
日本	13
クロアチア	7
韓国	5
フランス	3
メキシコ	2
マリ	2
トルコ	2
スペイン	2
コロンビア	2
ルーマニア	1
ベルギー	1
ベトナム	1
ブルガリア	1
ハンガリー	1
ナイジェリア	1
キプロス	1
エストニア	1
ウルグアイ	1
ウズベキスタン	1
インドネシア	1
インド	1
イラン	1
アゼルバイジャン	1
アルゼンチン・ウルグアイ（＊）	1
アゼルバイジャン・インド・イラン・カザフスタン・ウズベキスタン・パキスタン・トルコ（＊）	1

（＊）：共同提案されたもの

参考２

１．無形文化遺産保護条約における「無形文化遺産」の定義

条約第２条において以下のとおり規定している。

〇無形文化遺産の保護に関する条約（抄）

第２条　定義

この条約の適用上、

１　「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。

２～５（略）

２．「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載に係る記載基準

代表一覧表への記載提案要素が次の基準を全て満たしていることを証明すること。

基準１．要素が条約第２条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。

基準２．当該要素が記載されることによって、無形文化遺産の認知及びその重要性についての意識の向上が確保され、並びに世界の文化の多様性を反映し、人類の創造性を示す対話が奨励されること。

基準３．当該要素を保護し、促進することができる保護措置が図られていること。

基準４．当該要素が、関係する社会、集団及び場合によっては個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の、説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。

基準５．条約第１１条及び第１２条に則り、当該要素が提案しようとする締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

雅楽（ががく）

１．提案区分：重要無形文化財（芸能）

２．所属する機関又は団体：宮内庁式部職楽部

３．指定年月日：昭和３０年５月１２日

４．概要：

雅楽は、わが国に古くから伝わる「神楽（かぐら）」「東遊（あずまあそび）」などの音楽と舞、６世紀以降に主として中国大陸や朝鮮半島を経由してわが国にもたらされた外来の音楽と舞が日本独自に変化し整理された管弦と舞楽、平安時代につくられた「催馬楽（さいばら）」「朗詠（ろうえい）」と呼ばれる声楽曲の総称であり、長く宮中を中心に伝承されてきた。

宮内庁式部職楽部は、宮中の儀式、饗宴、園遊会などの行事において雅楽を演奏するほか、春・秋の定期公演をはじめ、国立劇場や地方での公演で雅楽を公開している。

５．写真

管弦

舞楽「萬歳楽（まんさいらく）」

舞楽「狛桙（こまほこ）」

小千谷縮・越後上布（おぢやちぢみ・えちごじょうふ）

１．**提案区分**：重要無形文化財（工芸技術：染織）

２．**保持団体**：越後上布・小千谷縮布技術保存協会

３．**指定年月日**：昭和３０年５月１２日

４．**概要**：

新潟県の魚沼地方特に塩沢・小千谷地区は古来より上質の麻織物を産し、江戸時代には上布と称して幕府へも上納され、帷子（かたびら）として着用された。この時代以降、布の原料である苧麻（ちょま）は会津地方に産する良質のものが使用され、また、それまでの平織に工夫を加えた縮も作られるようになり、生地を薄く軽く作る技術の向上がみられる。雪が苧麻の繊維に適度な湿気を与え、また雪上の晒（さらし）が漂白に役立つ等という雪国の自然環境と風土とが生産の大きな条件であった。

これらの技術は雪国としてのこの地方の文化の特質を有するとともに、原料から加工技術の全般にわたって純粋に古法を伝えていて貴重な存在である。

５．写真

苧績（お）み

雪晒（ゆきさら）し

石州半紙（せきしゅうばんし）

１．**提案区分**：重要無形文化財（工芸技術：陶芸、漆芸、手漉和紙）

２．**保持団体**：石州半紙技術者会

３．**指定年月日**：昭和４４年４月１５日

４．**概要**：

島根県の西部、石州（せきしゅう）の地域では、１０世紀初めには既に製紙が行われ、江戸時代には、石州で漉かれる半紙（はんし）という規格（大きさ）の紙が、大阪商人たちの帳簿用紙として重用され、石州半紙の名が広まった。もとは農家の副業であったが、２０世紀後半に技術者は次第に専業化し、現在は、石州半紙技術者会会員とその３軒の家族によって伝統技術が伝承され、数名の若い後継者が技術を学んでいる。

原料は３年間育てた地元産の楮（こうぞ）で、日本特有の「流し漉（なが　ず）き」と呼ばれる製紙技法で、楮の繊維から紙を作る。石州半紙の最大の特色は、3,000回以上折り曲げてもちぎれない強靱さであり、これは、独特の原料処理方法に代表される、地元産の自然の素材を活かす伝統技法によって生み出される。現在の用途は、障子紙や書画用紙などである。

５．**写真**

楮の刈り取り

紙漉（かみ　す）き

日立風流物（ひたちふりゅうもの）

１．**提案区分**：重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））

２．**都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地**
　　茨城県：日立市宮田町

３．**保護団体**：日立郷土芸能保存会

４．**指定年月日**：昭和５２年５月１７日

５．**概要**：
　日立風流物は、日立市宮田地区の鎮守である神峰神社の祭礼に東町、西町、本町、北町の４地区の人々が山車を出して行われる行事である。山車は高さ 15 メートル、幅３～ 8 メートル、重量５ｔという巨大なもので、５層構造の屋形を乗せている。この屋形の各層に人形芝居の一場ずつを配して、「源平盛衰記」、「仮名手本忠臣蔵」などの人形芝居が演じられるものである。屋形が左右に展開して演じられる人形芝居は人形の早変わりなどが綱の操作によって連動して演じられるなど、全体の調和や変化のみられる興味深い祭礼である。

６．**写真**

日立風流物　人形芝居上演

日立風流物　人形芝居

京都祇園祭の山鉾行事
（きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ）

１．**提案区分**：重要無形民俗文化財（風俗慣習：祭礼（信仰））

２．**都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地**
京都府：京都市

３．**保護団体**：財団法人　祇園祭山鉾連合会

４．**指定年月日**：昭和５４年２月３日

５．**概要**：
京都祇園祭の山鉾行事は京都市東山区祇園に祀られる八坂神社の祭りに行われる行事で、夏に発生しやすい疫病を除けることを祈願して行われる。1,000 年近く前から始まったとされ、14 世紀から 15 世紀には今のような松の木をのせた山や屋根の上に真木がそびえる鉾の出る祭りとしての形が整い、16 世紀末頃には京都の町衆の富と心意気を示すように豪華絢爛な織物などを幕として懸け、錺金具や彫り物などにも凝るようになった。
この行事は巡行の順番を決めるくじ取りや山・鉾建て、宵山、32 基の山鉾による巡行など多彩な行事が行われ、それらの行事が町中（ちょうじゅう）と呼ばれる組織によって運営されているなどの特色が見られる。我が国の夏祭りの発生や変遷を知る上で欠かすことのできない祭礼である。

６．**写真**

祇園祭の山鉾巡行
出発から注連縄切りまで

祇園祭の山鉾巡行　稚児舞

甑島のトシドン（こしきじまのとしどん）

１．提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：年中行事）

２．都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地
鹿児島県：薩摩川内市下甑町

３．保護団体：甑島トシドン保存会

４．指定年月日：昭和５２年５月１７日

５．概要

甑島のトシドンは、東シナ海に浮かぶ下甑島に伝わる来訪神の行事である。大晦日（１２月３１日）の夜、トシドンと呼ばれる神に扮装した男性たちが子供のいる家々を訪れ、悪い子供を戒める。トシドンは、長い鼻に大きな口の奇怪な面を被り、藁蓑などを纏って現れ、大声で子供を脅かしたり、よい子になるよう諭したりし、最後に年餅と呼ばれる大きな餅を子供に与えて去って行く。年の初めや季節の変わり目に神々が訪れて人々に祝福を与える、あるいは、神々が訪れることで年が改まる、という日本人の民間信仰や神観念を伝える行事である。

６．写真

子供と対面するトシドン

トシドンの来訪

奥能登のあえのこと（おくのとのあえのこと）

１．提案区分：重要無形民俗文化財（風俗慣習：娯楽・競技、生産・生業、人生儀礼、社会生活（民俗知識））

２．都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地
石川県：珠洲市、輪島市、鳳珠郡能登町及び穴水町

３．保護団体：奥能登のあえのこと保存会

４．指定年月日：昭和５１年５月４日

５．概要：
奥能登のあえのことは、稲の生育と豊作を約束してくれる田の神を祀る儀礼で毎年１２月と２月に行われる。収穫後の１２月は、田の神を田から家に迎え入れて、風呂に入れたり、食事を供したりして、収穫を感謝する。そして耕作前の２月になると、再び風呂に入れたり、食事を供したりして、田の神を家から田に送り出して豊作を祈願する。この儀礼は、家の主人が中心となって執り行い、目に見えない田の神があたかもそこに実在するかのようにふるまう。稲作に従事してきた日本人の基盤的生活の特色を典型的に示す農耕儀礼である。

６．写真

田の神を送る（２月）

田の神に食事を供する（２月）

早池峰神楽（はやちねかぐら）

１．**提案区分**：重要無形民俗文化財（民俗芸能：神楽）

２．**都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地**
岩手県：花巻市

３．**保護団体**：早池峰神楽保存会
大償神楽保存会、岳神楽保存会

４．**指定年月日**：昭和５１年５月４日

５．**概要**：
花巻市大迫町大迫の大償（おおつぐない）・岳（だけ）の２地区に伝承される神楽で、もと早池峰山を霊山として信仰した山伏によって演じられた。明治以降、一般の人々が伝承するようになり、現在では早池峰神社の８月１日の祭礼などに演じられる。

神楽は、まず一定の決められた演目を演じることになっており、これを式舞という。式舞には「鳥舞」「翁舞」「三番叟」「八幡舞」「山の神舞」「岩戸開」の６曲がある。式舞の後は、神舞、荒舞、番楽舞、女舞、狂言が演じられる。これらすべての舞の最後には、権現様と呼ばれる獅子頭による「権現舞」が舞われている。

早池峰神楽は、室町時代に能が大成する以前の姿をうかがわせるなど特色がある。

６．**写真**

「山の神舞」

「潮汲」

秋保の田植踊（あきうのたうえおどり）

１．**提案区分**：重要無形民俗文化財（民俗芸能：田楽）

２．**都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地**
宮城県：仙台市太白区秋保町

３．**保護団体**：秋保の田植踊保存会
湯元の田植踊保存会、長袋の田植踊保存会、馬場の田植踊保存会

４．**指定年月日**：昭和５１年５月４日

５．**概要**：

年の初めに稲の豊作を予め祝うことによってその年の豊作を願う芸能で、もとは小正月に行われていたが、現在は湯元（ゆもと）、馬場（ばば）、長袋（ながふくろ）ともに社寺の祭礼時に踊られている。

踊り手は、道化役と口上役を兼ねた弥十郎（やんじゅうろう）２名、鈴ふり２名、１０名前後の早乙女で、笛や太鼓の囃子にのせ、田植えの様子を美しく振り付けた踊りを次々と踊る。演目には「入羽（いれは）」「一本そぞろき（一本扇）」「鈴田植」「二本そぞろき（二本扇）」「銭太鼓」「太鼓田植」などがある。また余興として「春駒（はるこま）」「鎌倉踊」など数曲の踊りが伝えられ、その一部には江戸初期の歌舞伎踊の姿をうかがわせる。

６．**写真**

長袋の田植踊

湯元の田植踊

馬場の田植踊

チャッキラコ（ちゃっきらこ）

１．提案区分：重要無形民俗文化財（民俗芸能：風流）

２．都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地
神奈川県：三浦市三崎町

３．保護団体：ちゃっきらこ保存会

４．指定年月日：昭和５１年５月４日

５．概要：
「左義長（さぎちょう）の舞」「初瀬踊」ともいわれる小正月の芸能である。三崎の仲崎（なかざき）と花暮（はなぐれ）地区に伝承されており、１月１５日、三崎の海南神社で一踊りしたあと、町内の家々をめぐって踊られる。

踊りには「はついせ」「チャッキラコ」「二本踊」「よささ踊」「伊勢参」「鎌倉踊」の６つがある。踊り手は少女が務め、女性の歌にあわせ、晴着姿でそれぞれ扇や綾竹（あやだけ）を手にして踊る。

チャッキラコは、近世初頭に流行した小歌踊をしのばせるなど特色がある。

６．写真

「チャッキラコ」

「伊勢参」

大日堂舞楽（だいにちどうぶがく）

１．**提案区分**：重要無形民俗文化財（民俗芸能：渡来芸・舞台芸）

２．**都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地**
秋田県：鹿角市八幡平

３．**保護団体**：大日堂舞楽保存会

４．**指定年月日**：昭和５１年５月４日

５．**概要**：

八幡平の大日堂で正月２日に演じられる芸能で、伝承では、養老年間（７１７～２４）に都から下向した楽人によって伝えられた舞楽がその起源とされている。大里、谷内、小豆沢、長嶺の４集落がそれぞれ異なる舞を伝承しており、能衆と呼ばれる人々が世襲で舞を継承している。

４集落の能衆による「神子舞」と「神名手舞」、小豆沢の「権現舞」と「田楽舞」、大里の「駒舞」「鳥舞」「工匠舞」、長嶺の「烏遍舞」、谷内の「五大尊舞」の９演目が伝承されており、仮面をつけたり採物を持つなどして笛や太鼓の囃子で舞われている。

大日堂の舞楽は、演じ手の所作などに中世の芸能の古風さをうかがわせ、また、当地で独自に変化をした諸相をみせ、特色がある。

６．**写真**

「鳥舞」

「五大尊舞」

題目立（だいもくたて）

１．**提案区分**：重要無形民俗文化財
（民俗芸能：語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的）

２．**都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地**
奈良県：奈良市

３．**保護団体**：題目立保存会

４．**指定年月日**：昭和５１年５月４日

５．**概要**：
奈良県東北部の上深川の八柱（やはしら）神社の秋祭（１０月１２日）において、数え１７歳の青年たちを中心に演じられる語り物芸である。
「厳島」「大仏供養」「石橋山（いしばしやま）」の三番が伝承されている。若者達は本殿下の舞台に立ち並び、台詞の順番と役名が告げられると名乗りを上げ、続けて会話体につづられた長い物語の詞章を謡うように語る。物語の登場人物を一人一役で語る。語りの最後には「フショ舞」が舞われる。演者の一人が扇をかかげ、足踏み強く舞う。
題目立は、類例の少ない語り物の芸能であり、中世の芸能の姿をうかがわせるなど特色がある。

６．**写真**

アイヌ古式舞踊（あいぬこしきぶよう）

１．提案区分：重要無形民俗文化財
（民俗芸能：語り物・祝福芸、延年・おこない、総合的）

２．都道府県名：重要無形民俗文化財の所在地
北海道：札幌市、千歳市、旭川市、白老郡白老町、勇払郡むかわ町、沙流郡平取町、
沙流郡日高町、新冠郡新冠町、日高郡新ひだか町、浦河郡浦河町、
様似郡様似町、帯広市、釧路市、川上郡弟子屈町及び白糠郡白糠町

３．保護団体：北海道アイヌ古式舞踊連合保存会
札幌ウポポ保存会、千歳アイヌ文化伝承保存会、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会、
白老民族芸能保存会、鵡川アイヌ無形文化伝承保存会、平取アイヌ文化保存会、
門別ウタリ文化保存会、新冠民族文化保存会、静内民族文化保存会、
三石民族文化保存会、浦河ウタリ文化保存会、様似民族文化保存会、
帯広カムイトウウポポ保存会、春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会、
弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会、阿寒アイヌ民族文化保存会、
白糠アイヌ文化保存会

４．指定年月日：昭和５９年１月２１日

５．概要：
北海道に居住しているアイヌの人々によって伝承されている歌と踊りで、アイヌの主要な祭りや家庭での行事などに踊られる。
踊りにあわせて歌われる歌と踊りを「リムセ」といい、座って歌われる歌を「ウポポ」という。踊りには、祭祀的性格の強い「剣の舞」「弓の舞」のような儀式舞踊、「鶴の舞」「バッタの舞」「狐の舞」のような模擬舞踊、「棒踊り」「盆とり踊り」「馬追い踊り」などの娯楽舞踊、さらには「色男の舞」のような即興性を加味した舞踊などがある。
アイヌ古式舞踊は、アイヌ独自の文化に根ざしている歌と踊りで、芸能と生活が密接不離に結びついているところに特色がある。

６．写真

木造彫刻修理（もくぞうちょうこくしゅうり）

１．**提案区分**：選定保存技術

２．**保存団体**：財団法人　美術院

３．**指定年月日**：昭和５１年５月４日

４．**概要**：

百年を超える文化財修理の伝統がある美術院において、仏像・神像・能面などの木造の彫刻作品を修理の対象とする。修理には代々技術者に受け継がれてきた木工・彫工・漆工などの修理技法が用いられている。修理に用いる材料や技術などが相応しいものであるか充分に検討するとともに、現在遺されている現状の姿をこれ以上損傷させないように保持し、できるだけ永く後世に伝えることを第一義とする修理を行っている。

５．**写真**

京都国立博物館 文化財保存修理所内 修理工房風景